

管理 No.	G007
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：子ども未来部こども園推進課
（ 係 / 内線：3752 ）

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	幼保連携型認定こども園設置・廃止の認可	
処分権者	奈良市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
	根拠規定条項	第17条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年7月2日内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号） 奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第35号） 奈良市幼保連携型認定こども園の認可等に関する要綱（平成27年告示第186号） 奈良市幼保連携型認定こども園の認可等に関する要領（平成27年3月16日子ども未来部長専決）
	基準規定条項	法第17条、規則第15条、条例全条文、要綱第3条、要領第2条
	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市幼保連携型認定こども園の認可等に関する要綱 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第31条に基づき、幼保連携型認定こども園の認可申請及び届出の手續その細則について必要な諸手続き等を定めている。 ・奈良市幼保連携型認定こども園の認可等に関する要領 様式その他幼保連携型認定こども園の認可等に関し、必要な事項を定めている。
標準処理期間 (経由機関の日数)	事実関係の認定に難易差があり設定が困難のため、標準処理期間未設定。	
本票の作成日	平成29年 1月28日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	